

介護職員等処遇改善加算の算定開始について

平素より、当ステーションの訪問看護サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。このたび、令和8年6月の制度改正により、訪問看護サービスにおいても介護職員等処遇改善加算が新たに設けられることとなりました。これに伴い、当ステーションでは、令和8年6月サービス提供分より、介護職員等処遇改善加算を算定いたします。

当ステーションで算定する加算率は、基本サービス費等に対して1.8%です。

この加算は、職員の処遇改善を通じて、安定した訪問看護サービスを継続して提供するための制度です。

サービス内容が変更となるものではありませんが、制度に基づく加算の算定により、ご利用者様の自己負担額が変更となる場合があります。実際のご負担額は、利用回数、負担割合、その他の加算の算定状況により異なります。詳細は別紙料金表をご確認ください。今後とも、安心して在宅生活を続けていただけるよう、職員一同、サービスの質の向上に努めてまいります。

ご不明な点がございましたら、当ステーションまでお問い合わせください。

記

算定開始月：令和8年6月サービス提供分より

対象サービス：訪問看護

算定する加算：介護職員等処遇改善加算

加算率：1.8%

問い合わせ先：まこと訪問看護ステーション

電話番号：088-674-7291